

Title	D. L. Stockton, The classical athenian democracy
Sub Title	
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.211- 219
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

D. L. Stockton,

The Classical Athenian Democracy

(Oxford, 1990).

真下英信

古代アテナイの民主制を知るにまさに恰好の書を紹介したい。すでに本誌六一巻一・二号 P. 191 で評者が述べている Stockton の著書である。

今日、世界の大勢は、実体はともかく、民主制を是とする方向にあるが、この国制の淵源は、周知の如く古代アテナイにある。しかし、名は同じでも両者の間に横たわる二、四〇〇年前後の年月は、幾多の相違を生み出している。では、古代アテナイの民主制は、いかなる制度で、いかに機能し、いかなる前提に支えられていたのであろうか。本書は、こうした問題に答えるべく、古代史に関心ある学徒のみならず、広く知的興味を持つ読

者を対象に執筆された。それ故、ギリシア文字はローマ字化され、引用文献はもっぱら英語圏に限定されている。しかも、問題の本質が、枝葉末節にこだわらず簡単明瞭に論じられており、テーマになじみない素人も容易に読破出来る書となっている。

全体六章からなる本書は、第二章がソロンの改革から四六〇年代のエピアルテスの改革に至るまでのアテナイの民主制の発展をたどる他は、エピアルテスの改革以降の完成された民主制をめぐる様々の問題がいわば共時的に論じられている。以下、評者が興味をおぼえた点を中心に各章を簡単に紹介したい。

第一章「事実と数字」は、一九六二年のキューバ危機の時の逸話を紹介し、正確な知識を持つ必要を説いた上で、アテナイの民主制理解に不可欠な資料的事実を説明する。

まず、地理的な面。今日の国家基準からすれば、アテナイは空間的には狭小であった（神奈川県とほぼ同じ広さ）が、交通手段が未発達故に時間的には今日程狭くはなかった。

ソロンの定めた市民の四等級は、民主政の運営上重要な制度となった。等級は、市民各自の自己査定を基本と

していた。この申告の大枠は、地域社会によりチェックされたとの指摘は面白い。この制度がその後たどった歴史は詳らかでないが、かなり早期に等級の基準が貨幣評価になったと推測される。また、貨幣価値の下落に呼応し、上位三等級は制定当時に比して次第にその地位が低下していった。土地所有からみると、第一等級は三〇Dr、第二等級は一五―一〇Drを所有していた。市民一人の一日の生活費は、三・五―四オボロスであった。

古代国家は一般に財政難に苦しんだが、アテナイはローマより狭小ながらも、銀山の開発、交易税、公共奉仕などにより比較的豊かであった。しかし、脱税阻止は難しく、収入と資本の区別もなく、所得税、国債あるいは赤字予算など近代国家では常識的な概念はなかった。アテナイ市民が政治生活や軍務に専念出来たのも奴隸制があればこそ可能であった。その他、人口、財政、メトイコイについても論じられている。

第二章は、ソロン、クレイステネスそしてエピアルテスの諸改革を論じ民主制の発展史をたどる。

ソロンの改革を伝えるアリストテレスの『政治学』の記述は、『アテナイ人の国制』の著者や今日の多くの学者よりも慎重かつ独断的でない。彼の改革は、従来言

われている五九〇年代より五七〇年代とするのが良い。法が制定され、事の是非の客観的基準が出来たのは重要である。その点、彼はまさしくアテナイの自由の旗手であり、従来の支配者階級たる貴族に大きな打撃を与えた。なお、著者がヘクテモロイなどソロンの改革の重要なテーマについて何ら言及していないのに不満をおぼえる読者も多いのではなからうか。

ペイストラストは、内にあつては、ソロンが確立するに失敗した国家の安定と方向付けに成功、外にあつては、海外に雄飛する機会を得た。

クレイステネスは、重装歩兵の中核を形成する第三等級の支持を背景に改革を断行し、保守派を押さえるために従来政治より遠ざけられていた民衆を政治に参加させた。この民主化が、政治的に劣勢になったクレイステネスの起死回生の策として講じられたのか、それとも改革は時の流れで不可避との判断からなされたのかはつきりしないが、後者の可能性がある。

改革の具体策として、新部族制度、評議会、陶片追放を論じる。

新部族制度は、貴族の政治力を弱め一般市民が地方政治に参加し自治の経験を得る機会を与えた。新しい制度

を作るにあたり彼はゲリマンダーを作るようなことはしなかった(反 Lewis)。しかし、僭主追放時に市民資格を奪われた人々も新市民として認めた。著者はアリストテレスの『政治学』III. 1275b の記述は正しいとみている。

部族改革と平行して五〇〇人の評議会が設立された。この点、セルウィウスの改革と比較されており、ローマとギリシアの異同が示されている。

評議会の議員は第三等級以上の人からなった。選出は当初より抽籤とみられる(反 Rhodes)。プリユタネイス(当番評議員)が輪番なのは、人が公務にさかれる時間を減らすためである。彼等は評議員自身と同様、特定の地域に片寄らぬように構成された。五〇〇人の評議会に先立ってソロンが四〇〇人のそれを作ったとの伝承は疑わしい。また、確実な伝えはないが、この時アレイオスパゴスの会議も改組され、その力は漸次失われていった。なお、アルコン職を抽籤にした四八七／六年の改革は、アレイオスパゴスの会議の弱体化を目指したのではなく、クレイステネスの改革によりそれ自体が弱体化した結果でしかなかったとか、アルコンにかわって将軍が大幅な権限を掌握していったのは四八七／六年の改革の結果で

はなく、ペルシア戦争の勝利とアテーナイ帝国の拡大の結果でしかなかった等々、制度そのものの改革よりも社会の実質的な変化を重視する視点には極めてイギリス人的な発想が反映しているように評者には見える。

陶片追放で問題になる六、〇〇〇票とは全投票数である。この制度を僭主出現防止策とする『アテーナイ人の国制』の説は信じがたい。むしろ国政の方向を問うと言う今日の総選挙的な意味があつた。本制度は、アテーナイの政治の高度に個人的な性質と、個々の指導者の重要性を強調するとの見解は、アテーナイの政治を考察するに重要な指摘であると評者は考える。

エピアルテスの改革が不明なのは、その法が四〇四年の「三〇人」により破壊されたためと考えられる。アイスキュロスの『エウメニデス』と本改革の関連は定かでない。だが、エピアルテスは、アレイオスパゴスの会議の諸権限を民会、評議会そして陪審廷に分与し、アテーナイの民主制の総仕上げを成し遂げた人物であることは確かである。以後、アテーナイの民主制は三二〇年代まで大枠に変化はなかつた。勿論、法(nomos)と決議(psephisma)の区別、幹事(Dreteroi)の導入など多少の改革はあつたが、いずれも漸次的変化の一齣でしか

かった。四〇三／二年もこうした変化の一つでしかない(反Hansen)。この点、評者も同感である。

では、アテーナイ市民はなぜ民主制を欲し、他の体制を選択しなかったのであろうか。一つには、民主制にあつて一般市民が法の下での保護を保証されたことが大きい。しかも、貧富の差もそれ程ではなく中産者が大きな力を保持しており、市民の自由と政治的平等が民主制によつて確保されていたのである。従つて、共和制末期の如き少数のエリートが政策決定を独占しているために市民の意志と自由の行使が抑圧されている社会の産物である暴力が、生じなかつた。アテーナイ市民は、自らアテーナイ政府となり、誰もが参加出来る自由な投票により個々の政策を決定していったのである。

第三章 “地方と中央の政治” は、まず、国政の根幹をなすと同時に市民の日常生活と係わりの深い区の政治を論じる。

古典期、民主政運営の中核をなしたクレイステネスの部族制度は、大小一三九の区を単位に構成された。各々の区は、独自の民会と区長を中心に市民のリスト、神殿の管理など市民生活に係わりの深い問題を処理した。中央政府の定めた基本的行政形態と言つたものはなく、区

の自由裁量に任せられていた。日本の地方自治を思うに、隔世の感がある。区はいわば小ポリスで、区の政治生活は中央政府での政務遂行に大いに役立った。しかし、日本ではしばしばみられるような、政治家がまず地方政治で活躍、そして中央政界に進出するというパターンはなかつた。なお、組織に常に付随する不正、腐敗をアテーナイも避けられなかつたが、他の階層的な社会より不正のチェックが首尾良く機能した。

中央政府の機構として、まず民会が挙げられる。これは、宣戦、和平を始めとして国政の最終的決定機関であつた。その活動の詳細は、本書に譲る。民会で決議された法案、決算報告書などは公表され、開かれた政府が作られたとの指摘は、民主制を考察する時に重要である。民会の出席者は市民の一部でしかなかったが、民会の運営を方向付けた評議会の構成が公平に出来ていたので全市民の利害が民会に反映され得た。

では、評議会とはどのような機関であつたのであろうか。その議員は、各部族の代表五〇人、合計五〇〇人で構成される。構成員が富裕者に片寄ることはなかつた。年令三〇才以上、抽籤により選出され、生涯二度しか就任出来なかつた。その職務は、民会で討論する議案の作

成だけではなく、財政、軍事、外交そして司法と広く国政の運営の任に當った。

アテーナイの民主制は代議制でなかつたとする見解 (e. g. M. I. Finley) を著者は Zimmern と同様に否定する。代議制は広義に考へるべきである。ただ、一度議員になるとまずは生涯その職に留まるだけではなく、半ば世襲化されている我が国の実態を鑑みるに、問題は用語ではなく、その実質が問われなければならないと評者は考へるが、いかがであろうか。

次に、陪審廷である。これは、市民から毎年抽籤された六、〇〇〇人の人々 (市民の六分の一から七分の一!!) の手中にあつた。彼等の間から、事に應じてさらに抽籤された人々が陪審廷を構成し判決を下した。素人の市民が裁判を担当し、行政と同様に司法も市民が司つたのである。彼等の裁判好きは、しばしば喜劇で皮肉られてゐる。

当時、私訴 (dikē) と公訴 (graphē) の区別があつたが、今日の民法、公法の概念に対応するものでもなく、また、司法と行政の区別も明確でなかつた。しかし、歴史で繰り返される不正、弾圧、腐敗を思う時、奴隷の存在を無視するわけではないが、かかる司法制度を確立し

た社会に、読者は驚嘆の念を禁じえないのではなからうか。

最後、国の役人について。年令など幾つかの条件が満されれば、市民の誰もが選挙または抽籤により役人に就任出来た。前者による代表的官職は將軍で、何度も再任が可能であつた。これは、ギリシアの慢性的戦争状態に起因する。当時は常備軍もなく市民軍の軍隊で、素人に生命を預けるには余りにも危険が大きかつたからである。後者の代表としては四八七／六年以降のアルコン職が挙げられる。

役人の数は毎年一、〇〇〇人にも及んだ。市民数三／四万人とすると、これは驚くべき数字である。読者は、民主制の本質は順番に支配されたり支配することにあるとのアリストテレスの言葉 (Pol. VI, 1317b1 ff.) を思い出すに相違ない。また、素人行政は無責任な体制であると考えられるかもしれない。これに対して、著者は、役人の多くは単純かつ自己の責任で判断する必要もない限られた任務を遂行すれば良いもので、問題はなかつたとしている。

役人選出方法は、確かに非能率であつた。だが、出自、財産故に特定の人が権力を行使するのを防止し、広く市

民を政治に参加させるには有効な手段であった。

また、喜劇などにみられる不平不満も民主制の根幹を批判したものではない。批判の存在は、むしろ民主制がそれに対しても寛大で、開かれた社会であることを証明している。

市民の政治への広範な参加の背景には、実は、彼等の権力の持つ腐敗作用に対する生来の猜疑の念と、個人に対する深い不信の念があったのである。本章と次章を読むに、アテーナイ人の如く、権力とはアルゴスの眼をもつて見張られるべきものとする体制を作るのが良いのか、それとも、公平無私を取り繕う政治家達の行動を黙認し、彼等の悪行を拱手傍観して行かざるを得ない状態を是としていくのか、採るべき体制は、二つに一つしかないように評者は考えた。

なお、素人行政にはマイナス面もあった。長期的政策の企画、内外の新事態への対処等において十分対応出来ない所があった。この問題をどう解決したかが次章で論じられる。

第四章「政治と政治家」は民主制下の政治家像を明らかにする。当時、弁論家は同時に政治家を意味した。新聞や雑誌もなく、言葉が情報伝達の手段で、弁論は重要

な役割を果たしていた。制度面からローマと比較してみると、日当の有無など両者の間にはかなり相違がある。

政党も総選挙もない当時の政治家は、当然今日のそれと異なる。彼等は、秀でた判断、助言を市民に与えることにより政治力を獲得、行使していった。彼等の多くは名門の出身であった。クレイステネスの改革以後も有力者が政治を動かしていく構図は、以前と変わらなかった。変化は、ペリクレスの死後生じた。

ミルティアデスやペリクレスに典型的にみられる将軍と政治家の結合は偶然の産物である。「帝国」解体後、両者の任務は明確に分かれていった。

クレオン以後、従来の名門出身者と異なり、交易などで富を得た新興富裕者が指導者となり、四世紀に入るとアテーナイの政治は次第に変化していった。新興階級の台頭は、国政の分裂をもたらし寡頭派のクーデターが生じた。しかし、市民は反対、民主制を維持していった。外国の介入がない限り、一国の体制は、市民の支持があれば、一時的に混乱するにせよ危機を乗り切れる。

政治家は、他の仕事に煩わされずに政治に専念出来る余裕を持たれた人々であった。だが、彼等は単に市民に奉仕していただけではない。リュシアス(XIX.57)やデ

モステネス (XXI. 189) 達が述べている如く、彼等は政務に携わり大きな利益を得ていたのである。賄賂も市民の利益に反しない限り大目にみられていた。素人が広く政治に参加しながらも、彼等富裕な経験ある政治家が、財政、外交、法案の提案など、重要な政務の要所をおさえていたために安定した政治が維持された。しかし、政治は、同時に、危険なゲームでもあった。ペリクレスが良い例で、彼さえも解任され、罰金を科せられているのである。政治家は、亡命、時には処刑さえも免れ得なかつたのである。

第五章は、反民主制の動きを論じる。

当然ながら、当時、民主制に批判的な人々もいた。だが、批判者の存在は、彼等が国制の大変革を希望あるいはそれを求めて行動したことを意味するものではないし、彼等を寡頭派の一言で片付けてもならない。保守派のキモンも民主制のもとで活躍していたのである。

反民主勢力が民主制の転覆を目指した事件としては、四一三年のシシリヤ遠征失敗後の「四〇〇人」と大戦後の「三〇人」の二つのみである。しかも、後者は、スパルタに擁立されたものでしかなかつた。

そもそもアテーナイでは階級的利害と派閥的利害の截

然たる差はない。良く言われる、農民は反戦、都市の住民は賛成との構図は正しくない。アテーナイの繁栄は、農民や町の職人にとつても共に不可欠であつたのである。また、アテーナイ帝国の恩恵を受けたのは貧民だけでなく、富裕者も莫大な利益を得ていたのである。

「四〇〇人」の国制がコロノスの丘での民会で可決された可能性はうすい。「四〇〇人」解体後の「五、〇〇〇人」のもとで、全市民が役人や評議員になれたわけではないが、投票権は認められていたとする Croix 説は正しい。「四〇〇人」に関して、『アテーナイ人の国制』よりも、ツキディデスの記述が正しい。前者は、「四〇〇人」を弁明する書かその類を資料に用いている。アルギヌツサイの海戦にまつわる一連の不幸は民主制の汚点ではあつたが、この件をもつてして民主制そのものを否定するのは正しくないとの見解には、評者も同感である。

これら二つの反動事件を除外すれば、民主制はマケドニアに征服されるまで維持されたのである。では、なぜ民主制が支持されたのか、著者の引用しているイソクラテスやプラトンの言葉は、最近の世界情勢の激変を思う時、示唆に富む。

第六章では、民主制の全盛期の文献資料の作者の多くは、時の体制に批判的であったとの通説が反論されていく。

まず、ヘロドトス。彼は一般に民主制の賛同者と言われている。確かに彼は専制よりも自由に組んでいたが、民主制への態度は不明である。

クセノポンの作品として伝えられている『アテーナイ人の国制』の作者を寡頭主義者とみるのは誤りである。彼は、民主制の欠点を咎めているのではない。民主制に反対する人々の議論の欠点を批判しているのである。作者は、ソフィストの門下生の一人である。本書を執筆した目的は、ペリクレスの国葬演説とは対蹠的な方法で、アテーナイの民主制が権力の乱用防止と、特権的な個人又は集団が多数者の利益を犠牲にして自己の利益のために支配することの防止を意図してきたことを明示する点にあった。かかる見解に対して、読者の中には異を唱える人がいるかも知れない。しかし、この『アテーナイ人の国制』をめぐって展開されている権力、支配あるいは政治の考察には傾聴すべき所が多々あり、本書の中で評者が一番興味を覚えた章で、益する所も大きかった。

アリストテレスは、混合政体を是とし、アテーナイの

過激民主制には賛同しなかったことは周知の事実である。けれども、彼を単に民主制の反対者とのレッテルを貼って事を済ませるのは誤りである。アテーナイの民主制にも良き点、弁明すべき点を彼は認めているのである。

同じく、アリストパネスが寡頭主義者あるいは熱狂的な保守主義者であったとする通説は、理に合わない。彼の喜劇は、アテーナイ市民をヤユして人々を楽しませ、自分は賞を得るのが目的であって、決して政治的信条を説く人ではなかったのである。

ツキデイデスも反民主主義者ではない。彼の「五、〇〇〇人」の賛美 (VIII. 97. 2) も、前に述べた如くに Croix 説が正しく、彼が保守的な人物であったとの証拠にはならない。アテーナイ敗北の記述 (II. 65. 7ff) も、彼が反民主制の人であったことを示すものではない。そもそも、この世界に完全なる政治体制はない。ある体制の欠点を指摘することは、人が別の体制を是としていることを意味しない。ペリクレスが高らかにアテーナイの理想を語っている国葬演説を入魂の筆致で記述しているツキデイデスは、むしろ、自らもその理想に何らかの尊敬の念を抱いていたと推測される。

最後に、この国葬演説をめぐる二三の問題を論じて、

本書は終る。

著者 Stockton の専門は本来ローマである。自己の専門領域外とは言え、Rhodes, Connor, Whitehead, Hansen らの最近の研究成果を十二分に咀嚼し、彼は簡潔明瞭にアテーナイの民主制を描き出すことに成功している。J. Bleicken, *Die athenische Demokratie* (一九八五) と同じく、ローマの専門家がすぐれたアテーナイの民主制史を執筆しているのはまことに示唆的である。

知悉しているローマとの比較もしばしばなされており、広く古典古代を考察する上にも多くのヒントを与えてくれる。また、古代民主制の実態をついた本書は、民主制の危機や空洞化が叫ばれる今日の我が国の政治のあり方を考える上にも、幾多のヒントを与えてくれるに相違ない。本書が広く読まれることを期待したい。

なお、アテーナイの民主制を考察する時、アリストテレスの作品として伝えられている『アテーナイ人の国制』が重要な資料となる。Stockton は、Hignett, Rhodes の線にそって、本書はアリストテレスの作品ではないとの立場をとっている。本書をアリストテレスの著作とする最近の研究については、J. J. Keaney, *The Composition*

of Aristotle's Athenaiion Politeia (Oxf. U. P. 1992) を参照されたい。

最後に一言。p. 131 l. 4 のプリュニコスは正しくはペイサンドロスで不注意、また、p. 142 と p. 168 で『アテーナイ人の国制』の執筆年代が異なるのは不統一である。p. 146 l. 1 も意味不明で、Oxf. U. P.らしくない誤りが目立つ書である。

(付記：誤植 p. 169 l. 6 extcnc → extent

p. 178 l. 8 *nigewr* → *nigewur*)

(1992. VIII. 28)